

留学・国際交流

学生時代の海外留学で得られるものは、単に語学力だけではなく新しいものの見方や考え方など、多岐に渡っています。また、日本語や日本文化への気づきを高め、新たな意識を持って国際社会の中で生きるきっかけを見出すことにもつながります。国内留学の場合も、それまでとは異なる学習・生活環境で過ごすという点で同様のことが言えます。

本学では、多くの学生が留学や国際交流に関わるができるように様々な機会を提供しています。

◎協定校一覧

国・地域	大 学
アメリカ	セント・エリザベス大学 College of Saint Elizabeth
	ベネディクティン大学 Benedictine College
	マリアン大学 Marian University
イギリス	ケント大学 University of Kent
	ニューカッスル大学 Newcastle University
	リーズ大学【ACE プログラム指定校】 University of Leeds
	ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ University College London
オーストラリア	グリフィス大学【ACE プログラム指定校】 Griffith University
	オーストラリア カトリック大学【ACE プログラム指定校】 Australian Catholic University
カナダ	カルガリー大学【ACE プログラム指定校】 University of Calgary
	マキュワン大学【ACE プログラム指定校】 MacEwan University
韓国	韓国カトリック大学 The Catholic University of Korea
	明知大学 Myongji University
台湾	輔仁大学 Fu Jen Catholic University
中国	上海外国語大学 Shanghai International Studies University
フィリピン	サン・カルロス大学 University of San Carlos
	ミリアム大学 Miriam College
日本	上智大学

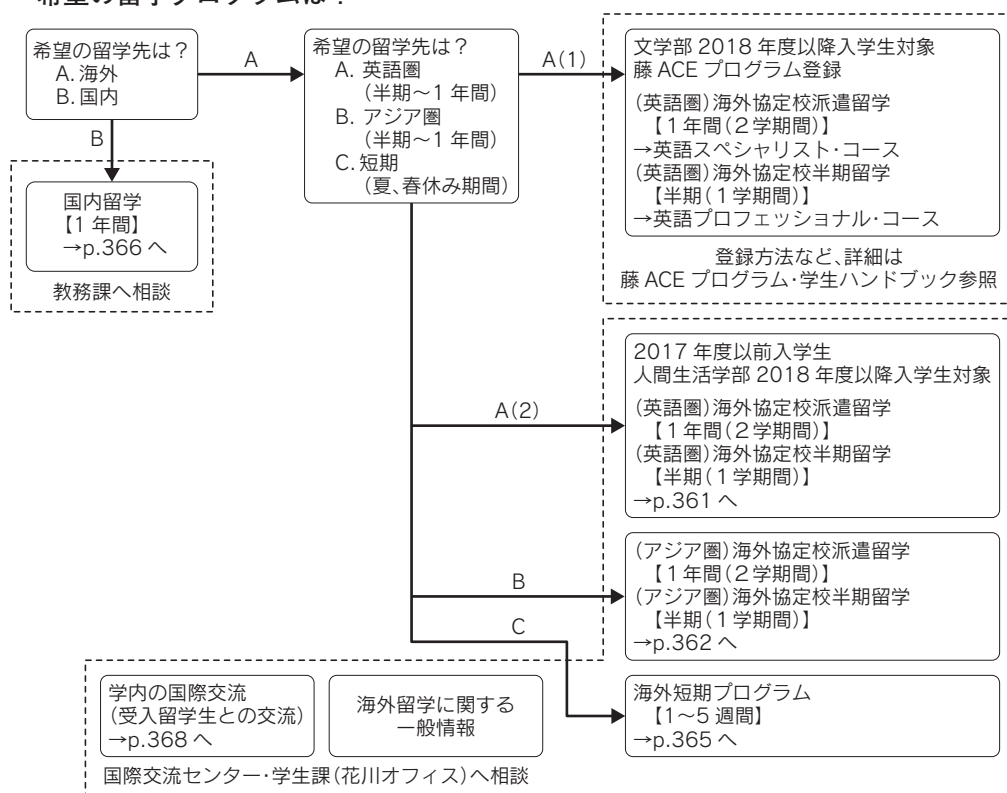
I 留学プログラムについて

特に半期以上の留学の場合、留学準備は時間がかかります。少しでも留学に興味を持っているのなら、どのような留学プログラムがあるのかなど、できるだけ早いうちから情報収集を始めましょう。各プログラムの詳細について、海外留学・国際交流は国際交流センター／学生課（花川オフィス）、国内留学は教務課で配布する募集要項等を確認してください。海外留学ハンドブックも含め、応募未定の方にも参考として広く配布しています。積極的に受け取り、相談し、留学の準備に活用してください。また、本学ホームページ「留学・国際交流」や、F-Station から送信する最新情報も参照して下さい。

【注意】

（英語圏）海外協定校派遣留学（半期～1年間）は、入学年度・所属学部に応じて、2018年4月以降、プログラムの形態や応募資格・要件、応募方法が変わります。下記のチャートを参考にし、詳しくは国際交流センターにお尋ねください。

～希望の留学プログラムは？～



Ⅱ 海外協定校への留学

1 (英語圏) 海外協定校派遣留学 【1年間(2学期間)】／【半期(1学期間)】

【1年間(2学期間)】

より高いレベルでの英語の修得を目指し、現地の学生が受講する学部授業も履修します。

【半期(1学期間)】

英語力の向上を主な目的として、海外協定校附属の語学センターで授業を受けます。

いずれの場合も協定校で修得した科目は、本学の授業科目として認定申請をすることができ、履修計画次第で、留学期間を含めた4年間で卒業することが可能な場合があります。ただし、課程等を受講している場合には、卒業までに課程の履修が修了しない場合もありますので、教務課へ相談してください。

(英語圏) 海外協定校派遣留学に関する以下の情報は、2017年度以前入学生、人間生活学部2018年度以降入学生を対象としています。

文学部2018年度以降入学生は、藤ACEプログラム・学生ハンドブックを参照してください。

(1) 募集・派遣期間

派遣タイプ	派遣先	募集期間	選考時期	留学許可期間	現地授業期間
1年間留学 (2学期間)	イギリス	5月～8月	9月中旬	4月1日～3月31日	4月～最長翌年4月
	オーストラリア				2月～最長11月
	アメリカ	10月～11月	1月上旬	後期授業開始日 ～翌年度夏季休業終了日	8月～翌年5月
半期留学 (1学期間)	カナダ	10月～11月	1月上旬	後期授業開始日 ～3月31日	9月～12月

※留学期間：学籍を「在学」から「留学」に変更する期間

この期間中は、日本に帰国していても本学の授業履修はできません。また、留学期間を延長することはできません。

国・地域教育制度の違い等により、現地授業期間が学籍上の留学期間を外れる場合があります。

(2) 応募資格

- ・学年：留学時に2年生以上であること。
- ・語学要件、成績要件を満たしていること。(派遣先により異なる)

(3) 派遣人数

募集要項を参照すること。

(4) 選考方法

書類審査・面接

※上記ほか、本学の学業成績・履修状況を考慮します。

(5) 留学費用

留学先や個人の生活スタイルにより異なりますが、学生納付金のほか宿舍/食費/生活費、ビザ申請費用、往復旅費、海外旅行傷害保険料等の支払いが必要となります。

【学生納付金の支払いについて（英語圏）】

派遣タイプ	藤女子大学 学生納付金	協定校 学生納付金
1年間留学 (2学期間)	納入	藤女子大学 学生納付金（2学期分）との 差額のみ納入 *藤女子大学 奨学金制度あり
半期留学 (1学期間)	納入	藤女子大学 学生納付金（1学期分）との 差額のみ納入

2 (アジア圏) 海外協定校派遣留学 【1年間（2学期間）】／【半期（1学期間）】

海外協定校附属の語学センターで語学の授業を受けつつ、一部、現地の学生が受講する学部授業も履修できます。

協定校で修得した科目は、本学の授業科目として認定申請をすることができ、履修計画をしっかりと立てることによって、留学期間を含めた4年間での卒業が可能となります。ただし、課程等を受講している場合、卒業までに課程の履修が修了しない場合もありますので、教務課へ相談してください。

(アジア圏) 海外協定校派遣留学に関する以下の情報は、すべての学部生を対象としています。

(1) 募集・派遣期間

派遣タイプ	派遣先	募集期間	選考時期	留学許可期間	現地授業期間
1年間留学 (2学期間)	韓国	4月～6月	6月下旬	4月1日～3月31日	2月～12月
半期留学 (1学期間)				4月1日～ 当該年度夏季休業終了日	2月～最長8月
1年間留学 (2学期間)	台湾	10月～11月	1月上旬	後期授業開始日 ～翌年度夏季休業終了日	9月～翌年6月
半期留学 (1学期間)				後期授業開始日 ～3月31日	9月～最長翌年2月

※留学期間：学籍を「在学」から「留学」に変更する期間

この期間中は、日本に帰国していても本学の授業履修はできません。また、留学期間を延長することはできません。

国・地域の教育制度の違い等により、現地授業期間が学籍上の留学期間を外れる場合があります。

(2) 応募資格

- ・ 学年：留学時に2年生以上であること。
- ・ 語学要件、成績要件を満たしていること。(派遣先により異なる)

(3) 派遣人数

募集要項を参照すること。

(4) 選考方法

書類審査・面接

※上記ほか、本学の学業成績・履修状況を考慮します。

(5) 留学費用

留学先や個人の生活スタイルにより異なりますが、学生納付金ほか宿舍/食費/生活費、ビザ申請費用、往復旅費、海外旅行傷害保険料等の支払いが必要となります。

【学生納付金の支払いについて（アジア圏）】

派遣タイプ	藤女子大学 学生納付金	協定校 学生納付金
1年間留学 (2学期間)	納入	免除
半期留学 (1学期間)	納入	免除

協定校以外への留学（休学留学）

本学の協定校以外の海外の大学・語学学校などに長期間留学する場合には、「休学届」を提出しなければなりません。なお、休学する場合、その期間、本学に学生納付金を納入する必要はありませんが、留学先で履修した科目は本学の単位として認定されません。

〈留学のための奨学金〉

- ・藤女子大学奨学金：海外協定校派遣留学（１年間・英語圏）対象

本学で審査・選考し、採用候補者を決定します。

名称	キノルド司教記念 協定校留学生支援奨学金	協定校留学奨励制度奨学金
形態	無利子貸与	給付
返還期間	８年間	返還の必要なし
奨学金額	本学学生納付金と協定校学生納付金の差額分までとする希望金額	本学学生納付金と協定校学生納付金の差額分まで
対象者	2017 年度以前入学生 2018 年度以降人間生活学部入学生対象 英語圏（１年間）への協定校派遣留学生	2017 年度以前入学生 2018 年度以降人間生活学部入学生対象 英語圏（１年間）への協定校派遣留学生のうち、特に優秀と認められる学生
英語力要件		TOEFL ITP [®] 520 点以上または、 TOEFL iBT [®] 68 点以上または、 IELTS 5.5 以上のスコアを取得していること。
募集人数		若干名

※2018 年度以降文学部入学生（ACE 登録者）に対する藤女子大学奨学金は、詳細が決まり次第、別途アナウンスします。

- ・独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

本学を通じて申込をした後、機構で審査・選考され、採用候補者が決定します。

【有利子貸与】第二種奨学金（短期留学）：海外協定校派遣留学（１年間）、半期留学（１学期間）対象

協定校留学中、国内第二種奨学金と同様の月額設定で貸与を受けることが可能です。

【無利子貸与】第一種奨学金（国内）：海外協定校派遣留学（１年間）、半期留学（１学期間）対象

【有利子貸与】第二種奨学金（国内）：

〃

国内の第一種・第二種奨学金を受けている場合、協定校留学中も貸与を継続することが可能です。

【給付】海外留学支援制度（協定派遣）：年度により対象となるプログラムが異なる。

本学からの申請に基づき、奨学金支給割当人数が通知されます。学内選考を経て、日本学生支援機構に推薦します。採用者を対象とした、第一種奨学金（海外協定派遣対象）もあります。

※独立行政法人 日本学生支援機構の国内奨学金（第一種、第二種）を含む、学内外の奨学金の併用可否については、国際交流センターにお問い合わせください。

〈海外協定校派遣留学に伴う卒業延期者の授業料その他の納付金に関する減免措置について〉

海外協定校派遣留学により、卒業が延期となった学生に対する授業料その他の納付金に関する減免制度があります。適用条件や減免の詳細は 425 ページを参照してください。

3 海外短期プログラム【1 週間～5 週間】

夏季・春季休暇中には、語学や文化などについて学ぶ様々な短期プログラムが開催されます。

(1) 募集・派遣期間

派遣時期	派遣先	プログラム	語学要件	派遣期間	募集期間
夏派遣	イギリス	短期英語研修 【単位認定あり】 (認定対象：1～3年生)	なし	3 週間	4 月～5 月
	オーストラリア	短期英語研修 【単位認定あり】 (認定対象：1～3年生)	なし	4 週間	
	韓国	韓国語韓国文化研修	原則として、韓国語履修中／既修得者。	3 週間	4 月
	韓国	韓国語文化プログラム	原則として、韓国語履修中／既修得者。	3 週間	
	台湾	台湾夏季短期留学プログラム	原則として、中国語履修中／既修得者。	2 週間	
	東南・東アジア	ASEACCU 国際会議	会議に参加できる程度の英語力があること。	約10日間	4 月～5 月
春派遣	カナダ	短期英語研修 【単位認定あり】 (認定対象：1～3年生)	なし	4～5 週間	9 月～10 月
	オーストラリア	短期英語研修 【単位認定あり】 (認定対象：1～3年生)	なし	4 週間	
	オーストラリア*	人間生活学部海外研修 【引率あり】	なし	約10日間	
	中国	中国短期研修 【単位認定あり】 (認定対象：1～3年生)	原則として、中国語履修中／既修得者。	3 週間	
	フィリピン	英語集中プログラム in フィリピン	なし	約10日間	

※海外短期プログラム参加による欠席は、公認欠席扱いになりません。試験や補講の期間に重ならないようにするほか、成績発表日や集中講義・実習日程、教職の介護等体験期間なども考慮の上、参加を検討してください。

※派遣期間を延長することはできません。

※各プログラムの定める最少催行人数に達しない場合は、プログラムは実施されません。

(2) 派遣人数・留学費用

募集要項を参照。

4 その他（海外で実施される授業）

海外で実施される授業があります。詳細は、各授業のシラバスを参照してください。

- ・日本語教員養成課程

文学部 2017 年度以前入学生 日本語教授法Ⅳ（海外日本語教育実習）

文学部 2018 年度以降入学生 日本語教育実習Ⅱ

（2017 年度派遣実績：台湾）

Ⅲ 国内交流協定校への留学

上智大学交流学生【1 年間（2 学期間）】

藤女子大学は、教育の理念を等しくするカトリック大学との相互交流と協力関係を深めるため、2012 年度に上智大学と交流協定を締結し、学生交流を開始しました。

本学に学籍を置いたまま、交流学生として1 年間、上智大学にて授業科目の履修及び単位の修得ができます。協定校で修得した科目は、本学の授業科目として認定申請をすることができ、履修計画をしっかりと立てることによって、留学期間を含めた4 年間での卒業が可能となります。ただし、課程等を受講している場合、卒業までに課程の履修が修了しない場合もありますので、教務課へ相談してください。

(1) 募集・派遣期間

派遣時期	募集期間	学内 選考時期	上智大学 選考時期	留学許可期間	現地授業期間
4 月	10 月	11 月初～中旬	2 月中旬	4 月 1 日～3 月 31 日	4 月～翌年 3 月

※留学許可期間：学籍を「在学」から「留学」に変更する学籍上の留学期間

この期間中は、本学の授業履修はできません。また、留学許可期間を延長することはできません。

(2) 応募資格

- ・学年：留学時に2 年生または3 年生であること。
- ・修得単位数：①応募時点で1 年生の場合、卒業要件にかかわる修得単位数が14 単位以上であること。
②応募時点で2 年生の場合、卒業要件にかかわる修得単位数が30 単位以上であること。

(3) 派遣人数

1 名

(4) 選考方法

書類審査・面接

※上記ほか、本学の学業成績（GPA）・履修状況も参考にします。

(5) 留学費用

個人の生活スタイルにより異なりますが、下記の学納金のほか宿舍/食費/生活費、往復旅費等の支払いが必要となります。教科書や実習費等、履修する科目により別途費用がかかることがあります。

【学納金の支払いについて】

藤女子大学 学納金	協定校 学納金
納入	免除

Ⅳ 留学にかかわる制度

1 後期継続履修について

通年科目授業について、出発が前期終了後（8月または9月）となる海外協定校での留学プログラムの場合、渡航前に「後期継続履修届」を提出することにより、留学前に前期分を履修し、帰国後に同じ科目の後期分を継続して履修することが原則可能です。詳細は、教務課にお問い合わせください。

*対象プログラム：アメリカ、カナダ、台湾協定校派遣留学（1年間、半期）

2 留学時の履修科目の扱い（単位認定）について

協定校で修得した科目を留学終了後に本学の授業科目として認定することが可能です。詳細は、文学部 169 ページ、人間生活学部 247 ページを参照してください。

*対象プログラム：海外協定校派遣留学（1年間、半期）、短期英語研修、中国短期研修、国内留学

※単位認定の対象プログラムが拡充した場合は、随時お知らせします。

V 海外協定校受入留学生との交流

本学では、毎年4月から韓国・台湾協定校の学生を数名ずつ受け入れています。

国際交流センターでは、このような留学生たちとの交流の機会を紹介したり、学習・生活面でサポートをする学生ボランティアやホームステイを提供するホストファミリーを随時募集しており、身近なところから始める国際交流のよい機会となっています。

VI 留学・国際交流にかかわる事務窓口

1 海外留学・国際交流について

- ・担当部署：国際交流センター（北16条キャンパス）／学生課（花川オフィス）
- ・主な取扱プログラム：海外協定校派遣留学（1年間、半期）
海外短期プログラム
協定校受入留学生関連
（学生ボランティア・ホストファミリー登録）

2 藤ACEプログラムについて

- ・担当部署：教務課（16条キャンパス）

3 国内留学について

- ・担当部署：教務課
- ・主な取扱プログラム：国内留学

〈国際交流センター〉

国際交流に関する様々な事柄についてサポートするために、国際交流センターを開設しており、次のような業務を行っています。

[留学相談・アドバイス]

[図書貸出・資料閲覧]

海外留学や各種語学関連試験の問題集や参考書を貸し出しているほか、海外協定校に関する資料の閲覧が可能です。

[説明会・留学報告会の実施]

4月：留学ガイダンス

4月、9月：海外短期プログラム説明会

5月～12月：留学報告会

留学相談会（実際に留学を経験した学生が、個別に体験談をお話しします）

7月、1月：海外危機管理オリエンテーション

随時：海外協定校担当者による説明会

[TOEFL ITP® 実施]

[留学ハンドブックの発行]

本学の海外留学に関する情報や実際に留学した学生の体験談が掲載されています。各プログラムに関する詳細は、この留学ハンドブックや各募集要項を確認してください。

[受入留学生歓送迎会]

なお、花川国際交流コーナー（1階花川オフィス内）では、国際交流センター職員が予約制で留学相談に応じているほか、図書貸出・資料閲覧が可能です。

大学院生の海外短期プログラム応募について

以上は、本学の学部学生を対象としたものですが、本学大学院研究科の学生も海外短期プログラムへの応募が可能です。ただし、単位認定の対象にはなっていません。